

浄化槽技術研究会事務細則

財団法人 日本環境整備教育センター

財団法人日本環境整備教育センター(以下「教育センター」という)寄附行為第4条第九号及び事務局組織規程第8条(2)に基づく浄化槽技術研究会(以下「研究会」という。)の事務は、次により行うものとする。

(事務の範囲)

第1条 研究会の事務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽技術に関する研究集会の開催
- (2) 研究会に加入した者(以下「会員」という。)への「月刊浄化槽」の配布
- (3) 浄化槽に関する会員の研究論文の審査及び発表
- (4) 浄化槽技術に関する会員への指導及び相談
- (5) その他研究会に必要な事業

(研究会への加入・継続)

第2条 研究会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 浄化槽管理士・浄化槽に関する技術者等
 - (2) 特別会員 浄化槽に関する国・地方公共団体の職員及び学識経験者(但し理事が依頼する者)
 - (3) 賛助会員 浄化槽に関する法人及び団体
- 2 研究会に加入しようとする者は、次に定める事項を記載した加入申込書を理事長に提出し、加入の承認を受けることとする。(特別会員を除く。)
- (1) 住所 (賛助会員にあっては、法人又は団体の所在地)及び電話番号
 - (2) 氏名 (賛助会員にあっては、法人又は団体の名称及び代表者名)
 - (3) 勤務先所在地及び電話番号
 - (4) 勤務先名
 - (5) 資格を有している場合はその種類

3 会費は、次のとおりとする。

- (1) ア.個人会員 10,000円/年
イ.賛助会員 100,000円/年
- (2) 会費の納入は1年毎に行うこととする。
- (3) 加入時の納入は会計年度当初から終了までの1年分を前項の加入申込書の提出と同時に行うものとする。

(会員の退会)

第3条 会員が次の各号の1に該当する場合は、研究会から退会させるものとする。

- (1) 前条第1項の規程に該当しなくなったとき。
 - (2) 会員としてふさわしくない行為を行ったとき。
 - (3) 会費を1年以上滞納したとき。
 - (4) 会員が退会を申し出たとき。
- 2 会員が退会した場合には、既に納入した会費は返納しない。なお、未納分があるときは、退会するまでの会費を完納させるものとする。

(会計)

第4条 研究会の会費に係る収支計算書は、毎会計年度終了後、理事会の承認を得て会員に報告するものとする。

附則 この事務細則は、平成20年4月1日から施行する。